

令和6・7年度(第2期) 姫路市学校給食用物資納入の手引き



姫路市教育委員会 健康教育課

はじめに

この手引きは、学校給食で使用する食材(以下、「給食用物資」といいます。)を納入するために必要な手続き等を示すものです。

手続きをしていない場合は、給食用物資を納入することができませんので、ご注意ください。

(注) 手続きにより、常時的な給食用物資の発注を確約するものではありません。

目次

1 納入業者の登録制度について	P 1
【1】 納入業者の登録制度	
【2】 登録申請の資格要件	
【3】 登録の有効期間について	
【4】 登録対象について	P 2
(1) 登録対象となる給食用物資について	
(2) 登録対象となる配送地区について	
(3) 登録の制限等について	P 3
【5】 登録申請について	P 4
(1) 登録申請の方法及び提出書類	
(2) 登録申請書類等の交付	
(3) 登録申請書の受付	
【6】 審査及び審査結果の公表について	P 5
【7】 登録者の取り扱い	
【8】 登録者の遵守すべき事項	
【9】 登録後の申請手続き等	
(1) 登録内容の変更	
(2) 登録の継続	
(3) 登録の廃止	
【10】 登録の取り消し等	P 6
 2 給食用物資について	 P 7
【1】 給食用物資の登録制度の概要	
【2】 給食用物資の要件等について	
(1) 給食用物資の要件	
(2) 登録物資・登録外物資の考え方	
(3) 納入仕様書	
(4) 注意事項	
【3】 給食用物資登録表について	
【4】 給食用物資の登録申請について	P 8
(1) 物資登録申請について	
(2) 物資登録申請書類等の交付	
(3) 申請書の受付	

【5】 見本品の提出について	P 8
【6】 審査及び審査結果の公表について	
【7】 登録物資の登録抹消	
3 納入業者の選定について	P 9
【1】 納入業者の選定方法	
【2】 入札又は見積合せの実施について	
(1) 入札又は見積合せ	
(2) 送付書類	
(3) 入札に関する一般的な事項（遵守事項）	
(4) 入札書・見積書について	
(5) 不調時の対応	
(6) 入札額（見積額）が同額の場合	
【3】 契約の締結	
4 給食用物資の発注及び納入等について	P 10
【1】 給食用物資の発注	
【2】 納入について	
(1) 納入の方法・日時について	
(2) 不測の事態の対応について	
【3】 検収について	
(1) 納入時の検収	
(2) 検収時に不良が認められた場合の対応	
(3) 不良品の調査報告について	
【4】 給食用物資の代金の請求及び支払いについて	P 11
(1) 代金の請求について	
(2) 代金の支払いについて	
5 給食用物資の納入資格の停止について	P 12
【1】 納入資格の停止	
【2】 納入資格の停止期間	
【3】 納入資格の停止再開	
6 資料編	P 13
【1】 配送先詳細一覧	
【2】 学校給食担当部署の一覧	P 15

1 納入業者の登録制度について

【1】納入業者の登録制度

学校給食の安心安全な提供を行うためには、給食用物資を調達する際、品質や安定的な供給を確保することが必要です。

このことから、姫路市では、学校給食の特殊性をご理解いただいた上で、給食用物資を納入していただく事業者を選定できるよう、「姫路市学校給食用物資納入業者登録要領」を定めています。**給食用物資を納入するには、事前に登録申請が必要になります。**

【2】登録申請の資格要件

給食用物資を納入する事業者（以下「納入業者」といいます。）として、市に登録申請を行う事業者（以下「申請者」といいます。）は、次の条件を**全て満たしている**ことが必要です。

- (1) 姫路市の業者登録名簿に登録があり、競争入札の参加資格を有していること。（登録業種：業務区分は「物品」で、業種は「食品」、詳細業種は「給食」）

※姫路市の業者登録の申請中の事業者も可とします。

- (2) 食品衛生法のほか、法令等により定められた許可、認可、免許、届出等（以下「許認可等」といいます。）が必要な事業者については、これらの許認可等を受けていること。
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可又は営業の届出が必要な事業者については、所管保健所の食品衛生監視票の評点（監視採点結果）が、70点以上であること。なお、当該食品衛生監視の実施日は、登録申請日の前2年以内のものに限る。
- (4) 学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。
- (5) 姫路市の競争入札参加資格に制限を受けていないこと。
- (6) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

【3】登録の有効期間について

今期（第2期）の登録有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。次期（第3期）に給食用物資を納入いただくには、再度、登録申請をいただく必要があります。

（参考）

登録期別	登 録 期 間	
今期（第2期）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで	2 年間
次期（第3期）	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（予定）	2 年間（予定）
以降、同様に2年間の予定		

【4】登録対象について

登録申請に当たっては、納入可能な給食用物資と当該物資を納入する配送地区を選択していただきます。給食用物資は、配送地区ごとに入札（見積合わせ）を行い、決定します。

（1）登録対象となる給食用物資について

申請の際に選択していただく給食用物資は、次の【取扱分類一覧表】のとおり分類しています。登録に当たっては、一つの取扱分類だけでなく、複数の分類に登録することも可能です。

※給食用物資の詳細については、姫路市ホームページから「給食用物資登録表」及び「給食用物資仕様書・納入仕様書」をご確認ください。

（HPアドレス） <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019514.html>

【取扱分類一覧表】

取扱分類		
A 野菜	G 加工品（豆・豆製品）	M 加工品（主食用材料）
B 果物	H 加工品（豆腐類）	N 加工品（デザート・添加物）
C 精肉	I 加工品（野菜・きのこ・果物類）	O 加工品（その他）
D 鶏肉	J 加工品（魚介・海藻類）	P 加工品（調味料類）
E 鶏卵	K 加工品（肉類）	Q 主食
F 加工品（穀類）	L 加工品（乳類）	R 飲用牛乳

（2）登録対象となる配送地区について

申請の際に選択していただく配送先は、次の【配送地区一覧表】のとおり分類しています。登録に当たっては、一つの配送地区だけでなく、複数の配送地区に登録することも可能です。

【配送地区一覧表】

配送地区	配送先の数	配 送 先 詳 細					
西ブロック地区 ※喫食見込数（約 8,500 人）	19	曾左小	峰相小	白鳥小	青山小	太市小	八幡小
		広畑小	広畑第二小	大津小	南大津小	大津茂小	網干小
		網干西小	勝原小	旭陽小	余部小	林田小	伊勢小
		書写養護					
中ブロック地区 ※喫食見込数（約 10,700 人）	17	城北小	野里小	城乾小	城西小	安室東小	安室小
		高岡小	高岡西小	城東小	船場小	手柄小	荒川小
		高浜小	飾磨小	津田小	英賀保小	白鷺小中(前期課程)	
東ブロック地区 ※喫食見込数（約 9,700 人）	24	砥堀小	水上小	増位小	広峰小	東小	城陽小
		八木小	糸引小	白浜小	妻鹿小	船津小	山田小
		谷内小	谷外小	花田小	御国野小	別所小	的形小
		大塩小	香呂小	中寺小	香呂南小	四郷学院(前期課程)	
		豊富小中(前期課程)					
北部学校給食C ※喫食見込数（約 6,500 人）	1	北部学校給食センター（姫路市西中島 433 番地 9）					
南部学校給食C ※喫食見込数（約 7,600 人）	1	南部学校給食センター（姫路市大津区勘兵衛町二丁目 261 番地 1）					
家島学校給食C ※喫食見込数（約 300 人）	1	家島学校給食センター（姫路市家島町真浦 2141 番地）					
夢前学校給食C ※喫食見込数（約 1,600 人）	1	夢前学校給食センター（姫路市夢前町高長 41 番地）					

【注意事項】

配送地区として、「西ブロック地区」、「中ブロック地区」、「東ブロック地区」を登録された場合、給食用物資は、それぞれの地区内の各学校へ直接配送していただきます。配送地区内の一部の学校のみ配送先として選択することはできませんので、登録申請の際は、供給能力及び配送能力等をご考慮のうえ、申請してください。

(3)登録の制限等について

下記に該当するものについては、納入業者としての登録や物資の調達において、制限が付く場合がありますので、ご了承ください。

①【取扱分類】A 野菜、B 果物について

配送地区	登録や発注の取扱い等
西ブロック 中ブロック 東ブロック 北部学校給食C 南部学校給食C	「姫路市場青果卸売協同組合」から調達します。
家島学校給食C 夢前学校給食C	登録者のうちから、入札又は見積合わせにより納入業者を選定します。

②【取扱分類】C 精肉について

配送地区	登録や発注の取扱い等
西ブロック 中ブロック 東ブロック 北部学校給食C 南部学校給食C	「姫路畜産小売事業協同組合」から調達します。
家島学校給食C 夢前学校給食C	登録者のうちから、入札又は見積合わせにより納入業者を選定します。

③【取扱分類】Q 主食について

配送地区	給食用物資	登録や発注の取扱い等
家島学校給食C 以外の配送地区	米飯、パン	「兵庫県学校給食・食育支援センター」から調達します。
家島学校給食C	パン、精白米	「兵庫県学校給食・食育支援センター」から調達します。精白米については、別途委託により炊飯します。

④【取扱分類】R 飲用牛乳について

配送地区	登録や発注の取扱い等
家島学校給食C 以外の配送地区	「兵庫県」が決定した事業者と契約します。
家島学校給食C	登録者のうちから、入札又は見積合わせにより納入業者を選定します。

【5】登録申請について

(1)登録申請の方法及び提出書類

申請者は、次の申請書類及び添付書類を所定の受付場所へ提出してください。提出書類に不備がなければ申請書を受理します。なお、郵送による提出も可能とします。

- ① 姫路市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（以下「登録申請書」という。）
- ② 誓約書
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可を必要な事業者にあつては、営業許可証の写し及び所管保健所の食品衛生監視票の写し（※）
- ④ 食品衛生法に基づく営業の届出を必要な事業者にあつては、届出済証明書等の届出の事実がわかる書類の写し及び所管保健所の食品衛生監視票の写し（※）
- ⑤ 競争入札の業者登録名簿への登録申請中の事業者にあつては、申請の事実がわかる書類の写し
- ⑥ その他市長が指定する資料（必要な場合は別途案内します。）

（※）食品衛生監視票の写しについては、衛生監視の実施日が登録申請日の前2年以内のものに限ります。

(2)登録申請書類等の交付

登録申請に必要な書類の様式（登録申請書及び誓約書）については、姫路市ホームページからダウンロードしてください。

（HPアドレス） <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019514.html>

※ ダウンロードが困難な方には健康教育課及び各給食センターの窓口で配布します。

(3)登録申請書の受付

① 受付期間

- ア 令和6年4月当初から給食用物資の納入を希望する場合
令和5年12月20日から令和6年1月19日まで
- イ その他の場合

上記の受付期間後も登録申請は随時受け付けます。ただし、申請時期により登録日（給食用物資の納入が可能となる日）が異なります。

② 登録期間

- ・ 上記アの場合：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- ・ 上記イの場合：登録日から令和8年3月31日まで

③ 受付時間

平日の午前9時から午後4時まで

④ 受付場所

姫路市教育委員会健康教育課及び各給食センター事務所

⑤ 郵送による提出

郵送で申請書を提出する場合は、姫路市教育委員会健康教育課へ送付してください。なお、令和6年4月当初から給食用物資の納入を希望する場合、令和6年1月19日必着です。

⑥ その他

申請書類等に不備がある場合は受付できませんので、内容を十分に確認した上で提出してください。

【6】 審査及び審査結果の公表について

申請書を受理した後は、市において納入業者としての登録の適否を審査します。その結果、登録を妥当と認める場合は、姫路市学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「登録名簿」といいます。）に登録し、姫路市ホームページで公表します。登録名簿の公表をもって審査結果の通知に代えるものとします。

（HPアドレス） <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019514.html>

【7】 登録者の取り扱い

納入業者は、登録名簿に登録された事業者（以下「登録者」といいます。）の中から選定します。

※ 納入業者の選定方法は、本書P 9以降の「3 納入業者の選定」の項に記載します。

【8】 登録者の遵守すべき事項

登録者（納入業者）は、次の事項を遵守してください。

法令の遵守等	① 学校給食の意義・役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守すること。
品質管理等	② 食品衛生法第51条に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
	③ 従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
検査報告等	④ 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。
	⑤ 衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。
その他	⑥ 納入した給食用物資が著しく品質が劣ると認められる場合、姫路市の求めにより迅速に交換対応等を行うこと。
	⑦ 不測の事態において、姫路市と協議の上、誠実かつ迅速に対応すること。

【9】 登録後の申請手続き等

（1）登録内容の変更

登録者は、登録事項に変更が生じた場合、姫路市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（以下「変更申請書」といいます。）に必要書類を添付し、速やかに市に提出してください。市は変更申請書の内容を審査し、届出が妥当と認められれば、登録名簿の変更等、必要な措置を行います。

（2）登録の継続

今期（第2期）の登録有効期間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）満了後も給食用物資の納入を希望する事業者は、有効期間満了前にあらためて登録申請が必要となりますので、ご注意ください。なお、次期（第3期）の登録申請に関する情報については、令和7年12月頃に、姫路市ホームページでお知らせする予定です。

（3）登録の廃止

登録者は、営業の廃止や休止等により、登録名簿から登録を抹消しようとするときは、姫路市学校給食用物資納入業者登録廃止届を市に提出してください。

【10】登録の取り消し等

姫路市は、登録者が次の事項のいずれかに該当する場合は、登録名簿から登録を抹消する場合があります。

- (1) 登録申請に係る資格要件を満たしていない場合
- (2) 登録者の遵守すべき事項を遵守することができない場合
- (3) 登録者が登録に係る営業を廃止した場合
- (4) 登録者が登録名簿からの抹消を申し出た場合
- (5) 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (6) 誓約書の誓約内容を遵守することができない場合
- (7) その他学校給食の運営に当たって、著しく適正を欠くと認められる場合

2 給食用物資について

【1】給食用物資の登録制度の概要

安全安心な学校給食を提供するには、使用する食材等について安全性を確保する必要があります。そのため、給食用物資についても登録制度を設けています。

給食用物資の調達は、登録のある給食用物資から選定することを基本とします。また、物資の性質が登録制度にそぐわないものについては、品質、規格等を仕様書に定めて調達を行います。

【2】給食用物資の要件等について

(1) 給食用物資の要件

姫路市学校給食で使用する給食用物資は、次の要件のいずれかを満たした物資とします。

- ① 学校給食での使用に適していることを姫路市で確認し、「姫路市学校給食用物資登録表」（以下「物資登録表」といいます。）に登録された給食用物資（以下「登録物資」といいます。）
- ② 「姫路市学校給食用物資登録表」に登録はないが、姫路市が仕様書にて指定する成分、品質、規格等をすべて満たした給食用物資（以下「登録外物資」といいます。）

(2) 登録物資・登録外物資の考え方

① 登録物資

- ・複数の素材が使用されているもの（例：ハンバーグなど）
- ・素材は単一であるが、加工により元の形状から変わっているもの（例：かぼちゃペーストなど）

② 登録外物資

- ・素材を加工していないもの（キャベツなど）
- ・素材を加工（カット、ゆで、袋詰め等）しているが、複数の素材が使用されていないもの（例：かぼちゃのカット、おかひじきの袋詰めなど）

(3) 納入仕様書

上記の「登録物資」と「登録外物資」について、物資の配送や納品に係る条件等、納入に関する事項を別の仕様書（以下「納入仕様書」といいます。）に定めます。物資の納入の際には、この納入仕様書に基づき納入してください。

(4) 注意事項

登録物資表、登録外物資の仕様書及び納入仕様書については、【配送地区】（西・中・東ブロックと各給食センターの7地区）ごとに作成します。配送地区ごとに内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

【3】給食用物資登録表について

姫路市は、成分、品質、規格、安全性及び作業性等学校給食での使用に適していると認められた食材等の物資について、物資登録表に登録します。この物資登録表は、姫路市ホームページで公表します。

（HPアドレス） <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019514.html>

【4】給食用物資の登録申請について

(1) 物資登録申請について

登録者のうちで、物資登録表へ新たに給食用物資の登録を希望する場合は、次の書類を提出してください。なお、納入を希望する配送地区ごとに提出してください。

- ① 姫路市学校給食用物資登録申請書(以下「物資登録申請書」といいます。)
- ② 食品内容明細書
- ③ その他市長が指定する資料(必要な場合は別途案内します。)

(2) 物資登録申請書類等の交付

物資登録申請書については、姫路市ホームページからダウンロードしてください。

(HPアドレス) <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019514.html>

※ ダウンロードが困難な方には健康教育課及び各給食センターの窓口で配布します。

(3) 申請書の受付

- ① 受付期間
随時受け付けます。
- ② 受付時間
平日の午前9時から午後4時まで
- ③ 受付場所(登録する配送地区ごとに受付場所が異なります。)
ア. 西・中・東ブロック : 姫路市教育委員会 健康教育課
イ. 給食センター分 : 各給食センター事務所

【5】見本品の提出について

姫路市は物資登録の申請者に対し、品質等確認のため、見本品の提出を求めることがあります。提出先、提出方法及び提出の時期等は、別に案内します。

見本品の提出に係る経費は、申請者負担とします。

【6】審査及び審査結果の公表について

物資登録申請書を受理した後は、姫路市において登録物資としての適否を審査します。(物資によっては、審査に数か月を要する場合があります。) 審査の結果、登録を妥当と認める場合は、物資登録表に登録し、姫路市ホームページで公表します。なお、物資登録表の公表をもって審査結果の通知に代えるものとします。

(HPアドレス) <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019514.html>

【7】登録物資の登録抹消

登録物資が次の事項のいずれかに該当した場合は、物資登録表から登録を抹消します。

- (1) 製造中止等の事由により、調達ができなくなったとき。
- (2) 成分、規格等の変更により、学校給食での使用に適さないと認められたとき。

3 納入業者の選定について

【1】納入業者の選定方法

給食用物資の納入業者は、特別な理由がある場合を除き、入札又は見積合わせにより選定し、最低の額を提示した者としします。

【2】入札又は見積合わせの実施について

(1)入札又は見積合わせ

入札及び見積合わせは登録された給食用物資の取扱分類と配送地区ごとに実施し、1品目ごとの単位単価による入札（見積合わせ）としします。

(2)送付書類

入札又は見積合わせにより、納入業者を選定する際は、次の書類を送付します。

※（ ）内は、見積合わせを実施する場合の書類です。

- ① 入札案内書（見積案内書）※
- ② 入札書（見積書）※
- ③ 仕様書
- ④ その他必要な書類（必要な場合は案内書で指示します。）

(3)入札に関する一般的な事項(遵守事項)

入札書（給食用物資見積書）の提出方法、提出期限等、入札（見積合わせ）時に守っていただく一般的な事項等は「入札案内書（見積案内書）」に記載します。当該書類に基づき、入札書（見積書）を提出してください。

(4)入札書・見積書について

見積もり可能な給食用物資がある場合は、入札書又は見積書に当該物資の単価を記入し提出してください。見積もりができない場合、入札においては辞退届を提出してください。見積合わせにおいては、見積書の見積もりできない物資の欄を空白にし、当該見積書を提出してください。

(5)不調時の対応

入札額（見積額）が予定価格に達しない等、入札又は見積合わせが不調に終わった場合、再度の入札又は見積合わせを行う場合があります。その際は、あらためて対象の事業者へ通知します。

(6)入札額(見積額)が同額の場合

入札額（見積額）が、予定価格以下で最低の価格を提示した事業者が2者以上ある場合は、くじ引きにて納入業者を決定します。くじ引きの日程は姫路市が別に案内します。

当該の事業者がくじ引きに参加できない場合は、姫路市で学校給食業務に携わらない職員が代わってくじを引きます。

【3】契約の締結

納入業者決定後は、姫路市契約規則に基づき、当該事業者と給食用物資の売買契約を締結します。

4 給食用物資の発注及び納入等について

【1】給食用物資の発注

当月に使用する給食用物資の予定数量について、前月20日を目途に物資の数量・納入日を記載した発注書を納入業者へ電子メール又はFAXで送信します。その後、学校等で給食人員に変更が生じた場合は給食実施日の5日前（土日祝日を除く）までに発注書（数量確定分）を送信します。

【2】納入について

（1）納入の方法・日時について

納入業者は、給食用食材について発注書と納入仕様書により指定した内容（規格、数量、納入日時、荷姿等）に基づき、給食用物資を納入してください。また、納品の際は納品書を準備し、検収担当者へ提出してください。

（2）不測の事態の対応について

給食物資の発注後であっても、気象警報やインフルエンザ等の不測の事態により、学校等での給食が中止や大幅な食数減となった場合などは、双方協議の上、納入数量の変更することがありますので、できる限りの対応をお願いします。

なお、給食用物資の納入について支障（納入時間の遅延等）が生じる場合は、速やかに次の連絡先へ連絡し、担当者の指示に従ってください。

ア．西・中・東ブロック地区　：　姫路市教育委員会　健康教育課

イ．給食センター　：　各給食センター事務所

【3】検収について

（1）納入時の検収

給食用物資の納入にあたっては、配送先の検収担当者が検収を行います。

（2）検収時に不良が認められた場合の対応

検収時に、給食用物資に不良（規格が適さない、著しく品質が劣る、異物が混入している等）や数量の不足等が認められた場合は、検収担当者又は姫路市の担当者の指示に従い、直ちに適格品との交換や補充などの対応をお願いします。

また、検収後も、調理中に異常等が発見された場合は、姫路市の担当者から連絡をしますので、調理日の午前中は常時携帯電話等によって連絡が取れる体制を整えておいてください。なお、その際も姫路市の担当者からの指示に従い、必要な対応をお願いします。

（3）不良品の調査報告について

給食用物資の不良が認められた場合は、姫路市は納入業者に原因の調査報告を求めることがあります。なお、この調査報告に係る費用は納入業者の負担とします。

【4】給食用物資の代金の請求及び支払いについて

(1)代金の請求について

給食用物資の代金の支払いは月単位とし、翌月の5日までに、次の書類を提出して、代金を請求してください。(なお、書類の作成は、配送地区ごととし、西・中・東ブロック分は健康教育課へ、給食センター分は、各給食センターへ提出してください。)

- ① 納品書
- ② 請求書

(2)代金の支払いについて

上記の請求書、納品書等に不備がなければ、請求日から30日以内に代金を支払います。

5 給食用物資の納入資格の停止について

【1】納入資格の停止

姫路市は、納入業者又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給食用物資の入札又は見積合わせの参加資格(以下「納入資格」といいます。)を停止することがあります。その場合は、姫路市学校給食用物資納入資格停止通知書で通知します。

- (1) 納入された給食用物資が原因となり、又は原因とみられる食中毒等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 納入された給食用物資が見本品又は指定された規格等と比較して適合しないと認められ、当該納入物資について交換等の指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき。
- (3) 著しく品質の劣る給食用物資の納入が連続して3回続いたとき。
- (4) 給食用物資の納入に際し、納入仕様書等の姫路市の指示事項を遵守されないことが連続して3回続いたとき。
- (5) 明らかに入札又は見積合わせに参加の意思がないと認められたとき。
- (6) 納入業者登録制度実施要領第4条に規定する登録者の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (7) 納入業者登録制度実施要領第11条に規定する事項が遵守されないとき。

【2】納入資格の停止期間

上記による納入資格の停止期間は3か月とします。

【3】納入資格の停止再開

納入資格の停止期間が経過後、再度、給食用物資を納入しようとする場合は、**手続きが必要**です。給食用物資の納入資格の再開を希望する登録者は、姫路市学校給食用物資納入資格再開申請書を提出してください。姫路市は、申請書の内容を審査し、妥当と認めるときは、納入資格の停止処分を解除するものとします。

納入資格再開申請書については、姫路市ホームページからダウンロードしてください。

(HPアドレス) <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019514.html>

※ ダウンロードが困難な方には健康教育課及び各給食センターの窓口で配布します。

6 資料編

【1】 配送先詳細一覧

各配送地区の配送先の住所等は、下記の一覧表で確認してください。

(1) 西ブロック地区

No.	配送先学校名	〒	配送先住所	電話番号
1	曾左小学校	671-2201	書写 634 番地 51	079-266-1073
2	峰相小学校	671-2246	打越 582 番地 1	079-266-8838
3	白鳥小学校	671-2216	飾西 341 番地	079-266-0073
4	青山小学校	671-2221	青山北三丁目 42 番 1 号	079-267-0082
5	太市小学校	671-2234	西脇 507 番地	079-269-0310
6	八幡小学校	671-1107	広畑区西蒲田 1400 番地 24	079-236-4555
7	広畑小学校	671-1113	広畑区清水町一丁目 47 番地	079-236-5555
8	広畑第二小学校	671-1153	広畑区高浜町三丁目 35 番地	079-236-0865
9	大津小学校	671-1143	大津区天満 1001 番地 4	079-236-3751
10	南大津小学校	671-1134	大津区真砂町 40 番地 2	079-236-2415
11	大津茂小学校	671-1221	網干区田井 22 番地	079-273-8453
12	網干小学校	671-1234	網干区新在家 897 番地 1	079-274-0401
13	網干西小学校	671-1242	網干区浜田 24 番地	079-273-6106
14	勝原小学校	671-1203	勝原区丁 735 番地 3	079-273-6655
15	旭陽小学校	671-1223	網干区坂上 425 番地 1	079-273-6688
16	余部小学校	671-1262	余部区上余部 643 番地 1	079-274-1649
17	林田小学校	679-4211	林田町六九谷 523 番地	079-261-2005
18	伊勢小学校	679-4232	林田町上伊勢 886 番地 1	079-261-2062
19	書写養護学校	671-2203	書写台三丁目 148 番地 1	079-266-0028

(2) 中ブロック地区

No.	配送先学校名	〒	配送先住所	電話番号
1	城北小学校	670-0871	伊伝居 600 番地 2	079-224-5457
2	野里小学校	670-0011	坊主町 3 番地 1	079-224-5586
3	城乾小学校	670-0875	南八代町 6 番 60 号	079-294-1241
4	城西小学校	670-0095	新在家二丁目 4 番 1 号	079-292-2101
5	安室東小学校	670-0081	田寺東二丁目 5 番 1 号	079-293-3231
6	安室小学校	670-0086	田寺六丁目 11 番 12 号	079-297-5353
7	高岡小学校	670-0061	西今宿四丁目 8 番 1 号	079-297-5008
8	高岡西小学校	670-0065	上手野 1 番地 1	079-298-0078
9	城東小学校	670-0848	城東町竹之門 1 番地	079-282-0924
10	船場小学校	670-0046	東雲町一丁目 29 番地	079-293-0936
11	手柄小学校	670-0966	延末 148 番地 2	079-293-0227
12	荒川小学校	670-0983	井ノ口 49 番地 1	079-298-2754
13	高浜小学校	672-8038	飾磨区阿成鹿古 250 番地	079-235-1755
14	飾磨小学校	672-8057	飾磨区恵美酒 22 番地	079-235-1635
15	津田小学校	672-8079	飾磨区今在家三丁目 233 番地	079-235-5783
16	英賀保小学校	672-8084	飾磨区英賀清水町二丁目 76 番地	079-236-1346
17	白鷺小中学校(前期課程)	670-0012	本町 68 番地 52	079-222-2851

(3)東ブロック地区

No.	配送先学校名	〒	配送先住所	電話番号
1	砥堀小学校	670-0802	砥堀 1240 番地 3	079-264-0020
2	水上小学校	670-0805	西中島 382 番地	079-223-2074
3	増位小学校	670-0808	白国五丁目 9 番 1 号	079-284-0746
4	広峰小学校	670-0881	峰南町 2 番 1 号	079-281-3071
5	東小学校	670-0943	市之郷町二丁目 34 番地	079-282-0921
6	城陽小学校	670-0947	北条 923 番地 1	079-222-1702
7	八木小学校	672-8015	八家 24 番地 2	079-245-0849
8	糸引小学校	672-8014	東山 114 番地 1	079-245-0941
9	白浜小学校	672-8023	白浜町甲 458 番地	079-245-4521
10	妻鹿小学校	672-8031	飾磨区妻鹿 786 番地 3	079-245-1120
11	船津小学校	679-2101	船津町 921 番地 2	079-232-0040
12	山田小学校	679-2112	山田町北山田 108 番地	079-263-2018
13	谷内小学校	671-0208	飾東町八重畑 130 番地 1	079-262-0001
14	谷外小学校	671-0219	飾東町豊国 560 番地	079-253-3400
15	花田小学校	671-0254	花田町勅旨 264 番地 2	079-253-8118
16	御国野小学校	671-0232	御国野町御着 1049 番地 3	079-252-3696
17	別所小学校	671-0221	別所町別所 673 番地	079-252-0849
18	的形小学校	671-0111	的形町の形 1619 番地	079-254-0127
19	大塩小学校	671-0102	大塩町汐咲二丁目 19 番地	079-254-0547
20	香呂小学校	679-2151	香寺町香呂 626 番地	079-232-0124
21	中寺小学校	679-2164	香寺町中寺 231 番地	079-232-0049
22	香呂南小学校	679-2132	香寺町須加院 173 番地	079-264-3343
23	四郷学院（前期課程）	671-0246	四郷町坂元 227 番地	079-252-3636
24	豊富小中学校（前期課程）	679-2122	豊富町御蔭 925 番地	079-264-0021

(4)北部学校給食 C

No.	配送先学校名	〒	配送先住所	電話番号
1	北部学校給食センター	670-0805	西中島 433 番地 9	079-288-1703

(5)南部学校給食C

No.	配送先名	〒	配送先住所	電話番号
1	南部学校給食センター	671-1132	大津区勘兵衛町二丁目 261 番地 1	079-230-1866

(6)家島学校給食C

No.	配送先名	〒	配送先住所	電話番号
1	家島学校給食センター	672-0101	家島町真浦 2141 番地	079-325-1003

(7)夢前学校給食C

No.	配送先名	〒	配送先住所	電話番号
1	夢前学校給食センター	671-2117	夢前町高長 41 番地	079-336-0355

【2】学校給食担当部署の一覧

(1) 姫路市教育委員会 健康教育課

〒671-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

Tel 079-221-2772 Fax 079-221-2749

電子メール:kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp

(2) 姫路市立北部学校給食センター

〒670-0805 姫路市西中島 4 3 3 番地 9

Tel 079-288-1703 Fax 079-288-1705

電子メール:kyo-hokubukyu@city.himeji.lg.jp

(3) 姫路市立南部学校給食センター

〒671-1132 大津区勘兵衛町 2 丁目 2 6 1 番地 1

Tel 079-230-1866 Fax 079-236-4788

電子メール:kyo-nanbukyu@city.himeji.lg.jp

(4) 姫路市立家島学校給食センター

〒672-0101 姫路市家島町真浦 2 1 4 1 番地

Tel 079-325-1003 Fax 079-325-2721

電子メール:kyo-ieshimakyu@city.himeji.lg.jp

(5) 姫路市立夢前学校給食センター

〒671-2117 姫路市夢前町高長 4 1 番地

Tel 079-336-0355 Fax 079-336-3716

電子メール:kyo-yumesakikyu@city.himeji.lg.jp